**大阪府立大阪南視覚支援学校・自動販売機設置事業者**

**募集要項に係る仕様書**

１　使用許可物件

　本公募は、自動販売機設置（計１台）を一式として行います。

【自動販売機設置】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置面積 | 台数 | 最低使用料（年額・税抜） | その他（特記事項） |
| 0.5㎡以上1.0㎡未満 | １台 | 17,300円 | 別途、自動販売機用のゴミ箱を設置すること |

　 ※　自動販売機については、１台設置するものとし、飲料を提供するものとする。設置場所及び自動販売機の種類等は、学校と協議し決定するものとします。

※　図面については「募集要項」を参照してください。

２　経費の負担

「募集要項３公募条件等⑶必要経費の負担イ光熱水費その他経費の負担内容」に定める、光熱水費その他経費の負担内容は、次のとおりとします。

自動販売機並びに子メーターの設置及び移設・増設・撤去に要した工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とします。

なお、毎月の光熱水費使用料の計算は次の【光熱水費使用料計算式】のとおりとし、大阪府(大阪府教育委員会教育長)が指定する期限までに全額納入してください。

【光熱水費使用料計算式】

子メーターが接続する親メーターにより学校が支払う月額電気料金×子メーターの表示する月間使用電力量(kW)÷当該親メーターの表示する月間使用電力量(kW)

なお、学校が支払う月額料金には、消費税及び地方消費税を含みます。また、設置事業者が支払う光熱水費に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

３　使用条件等

1. 学校行事日等について

学校の年間行事予定表は別添のとおりですので、参考にしてください。

1. 身分証の携行・表示について

設置事業者は、学校内に出入りする従業員に対し、身分証を携行・表示させるものとします。

1. 学校敷地内の禁煙について

学校敷地内は、終日全面禁煙としています。従業員に徹底してください。

1. 販売物品類の搬入・搬出等について

販売物品類の搬入・搬出等については、学校の指示に従ってください。

1. 自動販売機設置方法等について

自動販売機は、設置場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準(JIS B　8562-1996)、自動販売機据付基準(2008年策定版)及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、原則として床面へのアンカーボルト固定を行うものとします。設置を行う際は、事前に固定方法及び使用する固定金具(アンカーボルトを含む。)について学校の承認を受けてください。

本校には視覚障がいのある生徒・職員が在籍・在職していますのでコイン投入口に受け皿がある自動販売機の設置をお願いします。また各商品ついては点字表記をお願いします。

【点字表記について】自動販売機の各商品の前に透明の点字シールを貼ってください。点字シールは学校で準備します（これにかかる費用負担はありません。事前に商品の一覧または現物を確認させていただき内容を表示した点字シールを作成します）。商品入れ替えの際に点字シールをお渡ししますので各商品の選択ボタンの上方に貼ってください。

1. 販売品目及び提供価格について

【自動販売機】

ア　販売品目は、飲料とし、飲料の容器にあってはペットボトル又は缶とする（紙パックは認めない）。酒類・タバコの販売は厳に行わないこと。

イ　販売金額(消費税額込み)は100円とする。ただし社会情勢等により価格改定が必要となった場合は協議のうえ決定する。

ウ　次に示す販売品目の条件を満たすこと。

|  |
| --- |
| 販　　売　　品　　目　　の　　条　　件 |
| 販売する商品は、ペットボトル、缶の密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、乳酸飲料類、ジュース類等を含むこと。 |
|
|

1. 自動販売機維持管理責任について

次のことを遵守してください。

ア　商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理並びに空き缶等ゴミの処分については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意し、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、リース等の契約により、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないものとします。その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを学校に提出しなければなりません。

イ　原則として清涼飲料水等の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器(ペットボトル、缶)の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・処分及びリサイクルをすること。

　　なお、回収ボックスの設置にあたっては、使用許可された区域以外に設置した場合にあっても、その面積は使用許可面積に算入しないものとします。

ウ　衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ　自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

1. 売り上げ実績等の報告について

設置事業者は、許可を受けた自動販売機の設置期間中における、収支実績(仕入れ値・人件費・光熱水費(電気)・税・売上額・その他等)を毎年度末に学校へ報告するものとします。

４ 参考データ

（1）勤務する教職員数等

|  |
| --- |
| 令和４年11月１日現在 |
| 区　分 | 人　数 |
| 教職員 | １３１人 |
| 生　徒 | ７６人 |

⑵ 令和３年度の自動販売機の売上等の状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置番号 | 設　置　場　所 | 種　類 | 令和３年度（令和３年４月～令和４年３月） |
| 売上数 | 売上額 |
| １ | 大阪府立大阪南視覚支援学校 | 缶・ペット | ５，５２２本 | ５５２，２００円 |
| １階エントランス出入口グランド側（１台）屋内 |
|  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |
|  |
| 計 | 　 | 　 | ５，５２２本 | ５５２，２００円 |

５　その他

　この仕様書に定めるもののほか、使用に関して調整が必要な事項が生じた場合は、学校と協議しなければならないものとします。